

○入札説明書

陰圧維持管理装置に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和6年2月9日

2 入札に付する事項

- (1) 借入物品及び予定使用延べ日数
陰圧維持管理装置 230日
- (2) 借入物品の特質等
別添契約書、仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所
茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵 6528

3 担当部局

〒309-1793
茨城県笠間市鯉淵 6528
茨城県立中央病院事務局
入札手続関係 経理課 西森 内線 2025
電話 0296-77-1121
FAX 0296-77-2886

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品借入等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品借入等競争入札参加者有資格者名簿に登録がなされていること。
ただし、茨城県物品借入等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）に基づく「高度管理医療機器等賃貸業許可証」を有するものであること。
- (5) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) この説明書に示した調達物品の規格（仕様）に適合した借入物件及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又

は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をしたものを除く。）

- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

5 入札参加資格等の確認

- (1) 競争入札参加者は、次のとおり郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）（様式第 1 号）に下記に掲げる 4 (4)、(5)、(6)、(7) 及び(8)の内容を履行できることを証明する書類等を添付のうえ 1 部提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加者又はその代理人は、職員の求めに応じ書類等の内容について説明しなければならない。

ア 薬機法に基づく高度管理医療機器等賃貸業許可証の写し

イ メンテナンス体制等に関する誓約書（様式第 2 号）

ウ 物品貸付等証明書（様式第 3 号）

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をしたものを除く。）を証する誓約書（様式第 4 号）

オ 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 項から同条第 3 号に規定するものでないことを証する誓約書（様式第 5 号）

- (2) 提出期限

令和 6 年 2 月 26 日（月）午後 5 時まで

いずれも休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

なお、郵便の場合は、提出期限までに必着のこと。

- (3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

- (4) 提出先

3 の担当部局に同じ。

- (5) 入札参加確認通知書

入札参加資格の合格・不合格について審査し、一般競争入札参加確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

6 開札の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和 6 年 3 月 5 日（火）午前 10 時 15 分から

- (2) 場 所 茨城県立中央病院 本館 2 階 大会議室

- (3) 開札は、参加者又はその代理人が出席して行うものとする。参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うので、開札日の前日までにその旨を連絡すること。

- (4) 入札会場には、参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前号の立会い職員以外の者は入場することができない。

- (5) 参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札会場へ入場することができない。

- (6) 参加者又はその代理人は、特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、開札終了時まで入札会場を退場する事はできない。

- (7) 入札会場において、次のいずれかに該当する者は当該入札会場から退去させることがある。

- ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者。
- イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第112条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

8 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

ア 入札書に記載する金額は、1日1台あたりの賃借料とする。

イ 参加者は、入札書（様式第6号）に必要事項を記入のうえ3の担当部局に提出すること。

ウ 提出は持参によるものとし、郵送、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

エ 落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

オ 入札書及び入札にかかる文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

カ 代理人が入札する場合には、入札書提出時に委任状（様式第7号）を提出すること。

キ 参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、入札金額についての訂正は認めない。

(2) 入札書の提出日時及び場所等

ア 日 時 令和6年3月5日（火）午前10時15分

イ 場 所 茨城県立中央病院 本館2階 大会議室

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札。
- (3) 入札書に記載すべき事項の記載がない又は記載した事項が明らかでない入札。
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、郵送、電話及びファクシミリによる入札。
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札。
- (7) 指定の日時まで提出されなかった入札。
- (8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。

- (10) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (12) その他この公告に示す条件に反した者がした入札及び入札に関する条件に反する入札。

10 落札者の決定方法等

- (1) 茨城県病院局会計規程第114条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (2) くじ引きにおいて、参加者又はその代理人等直接入札者がくじを引くことができないときは、入札関係職員でない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札に移行する。そのため、再度入札に参加する意思のある者は、再度入札のための入札書を持参すること。

11 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、必ず3の担当部局へ持参又は郵便により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

12 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。そのため、見積書を提出する意思のある者は、見積書を持参すること。

13 契約書作成の要否

- (1) 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、令和6年4月1日に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14 契約条項及び支払条件

別紙「契約書(案)」のとおり。

15 その他

- (1) 本件借入に係る令和6年度予算が否決された場合又は執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じる一切の決定、権利及び義務は効力を失うものとする。
- (2) 落札者において、指定期日までに契約を締結しない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置がとられることがある。
- (3) 参加者又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 受注者の事由により期限内の履行が見込めないときは、契約を解除することがある。
- (5) 入札等のため、院内に立ち入る場合は、夜間入口を利用し、体温測定を受けた上で交付された訪問事業者証を首から下げること。